

札幌市北方自然教育園条例の一部を改正する条例案

令和6年（2024年）11月28日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市北方自然教育園条例の一部を改正する条例

札幌市北方自然教育園条例（平成6年条例第40号）の一部を次のように改正する。

(1) 別表1中備考以外の部分を次のように改める。

別表1

区分		単位	観覧料
個人	一般	1人1回につき	350円
	高校生、大学生及びこれらに準ずる者（以下「高校生等」という。）		150円
団体			300円

(2) 別表1備考1中「及び小学校入学前の」を「、小学校入学前の者及びこれらに準ずる」に改め、同表備考2中「総人員」を「者（高校生等及び備考1に規定する者を除く。）の総数」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(理 由)

北方自然教育園の観覧料を時計台の観覧料を踏まえた適正な額に改定するため、本案を提出する。